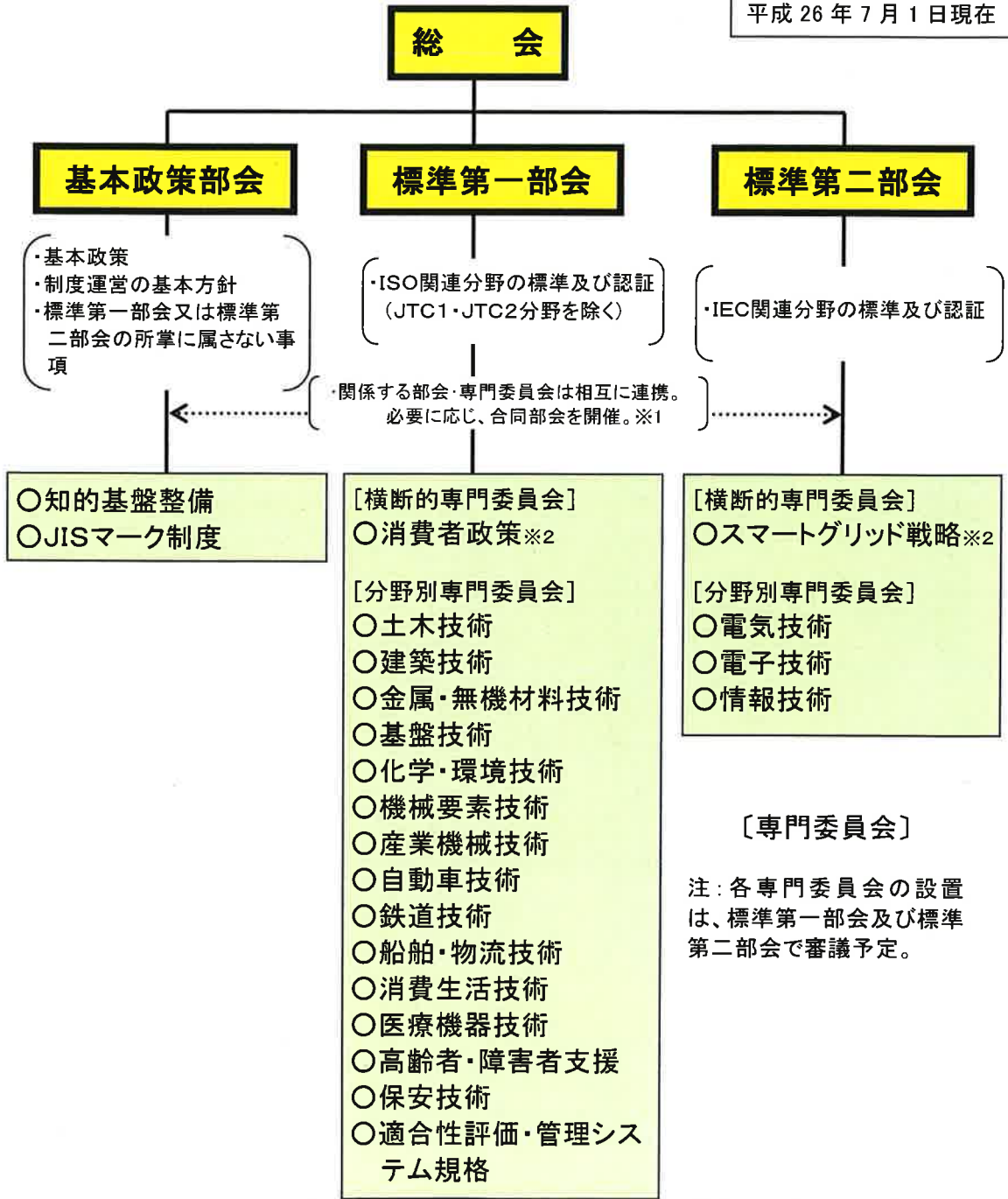


工業標準調査会 組織図

平成 26 年 7 月 1 日現在



※1 部会・専門委員会は、審議内容に応じて関係する部会・専門委員会と連携を図る。また、必要に応じて、関係各部会の委員等で構成する合同部会を開催する。

※2 消費者政策やスマートグリッド戦略などの横断的審議内容が他の専門委員会の審議内容に関わる場合には、他の専門委員会に提言等を行うことができる。